

議会トピック

9月
定例会

8月20日(月)～9月12日(水)

塩尻市では
こんなことが決まりました。

陳情・・・・・1件

請願・・・・・2件

議員提出議案・・・3件

市長提出議案・・・35件

今期では、そのうち3件をピックアップして掲載しています。

計
41件



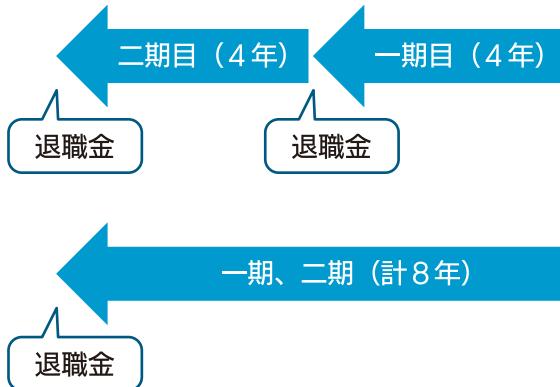
特別職の職員（市長・副市長・教育長等）が退職し、再任した際には、引き続き在職したもののみなら、その選舉に伴う退職手当は、原則支給しない。

◆条例改正に至った背景

平成25年1月より、勤続年数が5年以下の場合に適応される退職所得の2分の1課税が廃止され、全国的にも府県などで同様な条例改正が行われてきた。県内でも長野県が8月に条例改正を行い、塩尻市を除く2市も条例改正を予定している。また、退職金は一般的に長期間、継続勤務した後、退職する場合の勤続報酬としての要素が多く、市の一般職員や民間企業も最終的に職を辞する場合に支給されているというケースが多いことから、均衡を図るという目的で、最終退職した時期を原則として退職手当を支給することとした。

◆改正イメージ

【改正前】



市長の退職手当の支給時期を変更

提出議案の概要は塩尻市議会ホームページで確認できます。

審査結果の一覧は15ページにて
掲載しております。

